



広報やないづ お知らせ版

2024(令和6)年

4月12日号

Vol. 530

【編集・発行】柳津町役場 みらい創生課みらい創生係 ☎ 0241-42-2447/FAX 0241-42-2505
〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地

軽自動車税の減免申請について

柳津町では、身体などに障がいのある方や知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車などのうち、一定の要件に該当するものについて申請があれば、障がいのある方1人につき1台の軽自動車税（種別割）が減免される制度を実施しています（1名につき普通車（県税）または軽自動車（町税）どちらか1台のみ）。
※公益のためと認められる身体障がい者専用車についても減免の対象となります（福祉施設など）。

1 減免対象となる軽自動車

- ① 身体に障がいを有し歩行が困難な者または精神に障がいを有し歩行が困難な者が所有する軽自動車（18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を一にするものが所有する軽自動車を含む。）
- ② その構造が専ら身体障がい者などの利用に供するためのものであり、公益のため直接専用するものと認める軽自動車など（福祉施設の福祉車両など）

2 必要となる書類

- ① 軽自動車税（種別割）減免申請書
（申請書様式および記載例は、税務係窓口備付けのほか、柳津町Webサイト内（くらしのガイド内「税金について」→軽自動車税のページ）にも掲載しています。）
- ② 減免を申請する年度分の納税通知書（4月中旬に郵送される予定です。）
- ③ 障がいを証明する手帳の写し
（身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障がい者保険福祉手帳など）
- ④ 対象車両を運転される方の運転免許証の写し
- ⑤ 対象となる軽自動車などの車検証の写し

3 申請期限

令和6年4月30日（火）（軽自動車税（種別割）納付期限）まで

<ご注意ください>

柳津町で受付しているのは軽自動車税（種別割）についての減免のみです。自動車税（県税）の減免については福島県会津地方振興局県税部（Tel 0242-29-5261）へお問い合わせください。

問 総務課税務係 Tel 0241-42-2113

介護保険料が変わります

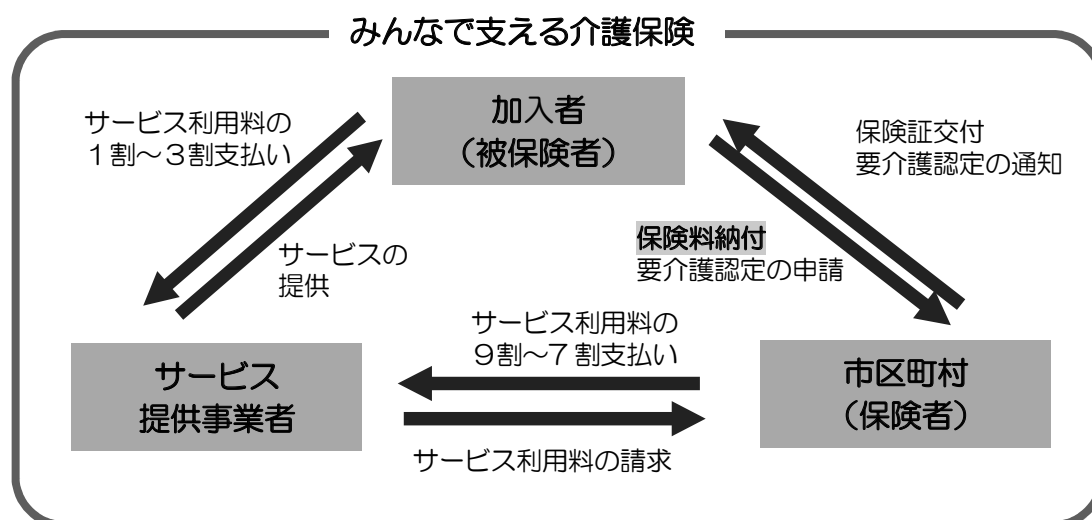
第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、市町村が3年ごとに改定することとなり、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度からの第1号被保険者介護保険料の見直しを行いました。

●介護保険料の変更点

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料所得段階が9段階から13段階に多段階化、および所得段階別保険料乗率を変更し、低所得者の介護保険料上昇の抑制を図るよう見直しを行いました。また、高齢化および独居・高齢者のみ世帯の増加、介護サービス（施設サービス等）利用の増加に伴い、令和6年度から令和9年度の介護保険料について、介護保険基準額を「年額68,220円」に改定しました。

●介護保険制度の仕組み

介護サービスを利用した場合、費用全体の1割～3割が自己負担となりますが、残りの9割～7割を介護保険料および公費から給付しています。



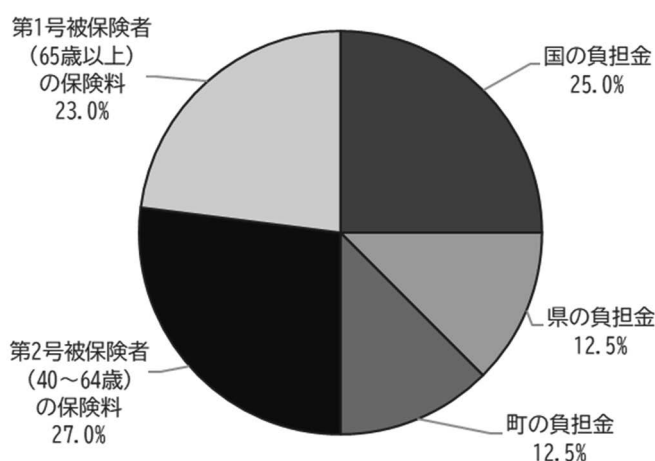
●介護保険サービスの財源

介護保険料は、介護が必要な方が利用される介護サービス費用をまかなうための財源として使われます。介護サービス費用として支払われる「介護保険給付費」全体の約23.0%が65歳以上の方の保険料となっています。

(※国・県・町の負担割合は、サービスの種類によって変わります。)

●保険料の決まり方

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、人口や介護サービス費用の見込額などを算出し、さらに町の介護給付費準備基金の取り崩しを見込んだうえで、介護保険基準額（所得段階第5段階）を算定します。算定された介護保険基準額に、収入額や所得金額ごとに決められた保険料率をかけることで保険料が決まります。



【令和6年度～平成8年度までの介護保険料（65歳以上の方）】

所得段階	概要	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・町民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・町民税世帯非課税で合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者	基準額× 0.285	19,440円
第2段階	町民税世帯非課税で合計所得金額＋年金収入額が80万円を超え、120万円以下の者	基準額× 0.485	33,080円
第3段階	町民税世帯非課税で合計所得金額＋年金収入額が120万円を超える者	基準額× 0.685	46,730円
第4段階	世帯に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税者で合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者	基準額× 0.90	61,390円
第5段階	世帯に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税者で合計所得金額＋年金収入額が80万円を超える者	基準額× 1.00	68,220円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の者	基準額× 1.20	81,860円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額× 1.30	88,680円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額× 1.50	102,330円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額× 1.70	115,970円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額× 1.90	129,610円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額× 2.10	143,260円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額× 2.30	156,900円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上の者	基準額× 2.40	163,720円

●介護保険料の納め方

<第2号被保険者（40～64歳）>

国民健康保険に加入している方は、医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している方は、給与および賞与から納付となります。

<第1号被保険者（65歳以上）>

所得段階ごとに保険料年額を年6回に分けて、次の方法により納付となります。

■特別徴収（年金から差し引かれます）

- ・老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方

■普通徴収（納付書や口座振替で納めます）

- ・老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の方
- ・年度途中で65歳（第1号被保険者）になった方
- ・年度途中で、他の市町村から転入した方
- ・年金担保貸付金を返済中、または年金の差し止め・支払い停止等があった方
- ・収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった方

●介護保険にご理解とご協力をお願いします

介護保険制度は、助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。介護サービスを利用する方が年々増加し介護給付費も増加していく中で、介護保険料は地域の介護サービスをまかなう大切な財源です。

高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、またご自身やご家族が介護を必要としたときにも安心して介護保険を利用できるよう介護保険料の納付にご協力ください。

問 町民課住民福祉係 TEL0241-42-2118

新型コロナウイルス感染症の対応について

令和6年4月1日から、新型コロナウイルス感染症が通常の医療提供体制に完全移行されたことから、今後の対応は、以下のとおりとなりました。

1. 治療費の公費支援の終了

今後は、通常の保険診療と同様に、医療費の自己負担割合に応じた額を負担していただきます。

2. 県の専用電話相談窓口の終了

今後は、発熱や副反応でお困りの方は、かかりつけ医や身近な医療機関等にご相談ください。

なお、体調不良時の受診先等をお探しの方は「医療情報ネット」でお調べください。

また、体調不良時に救急車の要請に迷う場合の相談は「#7199」に、15歳未満の相談は「#8000」にご連絡ください。

3. 町で実施していた抗原検査キット配布の終了

今後は、発熱や咳等の症状が出た場合にご自身で確認ができるよう、医薬品として承認された抗原検査キット（「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」の表示があるもの）を薬局または一部のドラッグストアで購入し備蓄しておくことをお勧めします。

～通常の医療体制に移行しても、引き続き感染対策をお願いします～

場面に応じたマスクの着用

- ・症状があるとき
- ・医療機関に行くとき
- ・高齢者施設に行くとき
- ・混雑した乗り物に乗るとき

効果的な感染症対策

- ・手洗い・手指指導
- ・換気
- ・「密閉」「密集」「密接」の回避
- ・人と人の距離の確保

問 町民課保健衛生係 TEL0241-42-2118

柳津町国保診療所 診療医師の変更について

令和6年4月1日から、毎週月曜日は、医療法人社団敬愛会の菊池節夫理事長の診療となりました。診療時間につきましては、以下のとおりとなります。

- 診療日 月曜日
- 診療医師 菊池医師
- 診療時間 午前 9時～12時
午後 1時～4時30分

※受付時間は、診療終了時間の30分前までにお願いします。

問 国保診療所 TEL0241-42-2334

犬の飼い主さんへ ～狂犬病予防注射及び登録について～

犬の飼い主は、飼い犬の狂犬病予防注射を“年1回行わなければならない”ことが法律で定められています。下記により令和6年度の集団狂犬病予防注射を実施しますので、必ず接種されますようお知らせします。

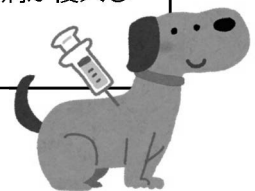
また、新たに犬を飼い始めたときは登録が必要です。まだ登録がお済みでない飼い主の方については、町民課窓口で登録の手続きをお願いします。

- 実施日 令和6年4月24日（水）
- 接種料金 3,250円（注射技術料2,700円、注射済票交付手数料550円）
- 注意事項 (1) 頭数の減少等により、今年度も1日のみの実施となりますので、余裕をもって予定時間までお越しください。
(2) 既に登録が済んでいる犬の飼い主の方には個別に通知しますが、新しく犬を飼われた方につきましては、町民課までお問い合わせください。
(3) まだ登録がお済みでない場合には、今回の注射の際にあわせて登録できます。なお、登録料は1頭につき3,000円です。
(4) 今回の集団接種で接種できなかった場合は、年度内のなるべく早いうちに動物病院等で必ず接種してください。

狂犬病について

狂犬病は、すべての哺乳類に感染することが知られており、人への感染も例外ではありません。人は主に狂犬病に感染した動物に咬まれることで感染し、発症すると100%死に至ります。

狂犬病はすべての哺乳類に感染する一方で、蔓延・感染の原因となる動物は限られます。犬のほかにコウモリやキツネなども例に挙げられますが、アジア地域など狂犬病の流行国では、犬が主な蔓延源・感染源となっています。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬での蔓延が予防され、人への被害を防ぐことができます。日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼い犬への狂犬病予防注射が義務づけられています。



問 町民課保健衛生係 TEL0241-42-2118

クマに注意！

福島県では、4月1日にツキノワグマ出没注意報が発令されており、クマの出没の多発と人身事故の恐れが高まっています。人身事故を防ぐためにも、クマの習性や遭遇時の対処法を知る必要があります。特に、毎年5～7月にかけてはクマが繁殖期に入り普段とは違った場所へ出現することが多い季節になるので、より一層の注意を払って山菜採りや登山等のレジャーを楽しむようにしましょう。

里を餌場と認識させないための心構え

知らず知らずのうちにクマがあなたの周辺に住み着こうとしているかもしれません。ここはクマの生息できる場所ではないことをはっきりさせるために次の点に注意しましょう。

- ・ 人家の周りにクマのエサとなりうる生ゴミなどを放置しない。
一般の家では残飯やコンポストをきちんと管理する。廃棄果樹などは適切に処分する。
- ・ 人家の周りに収穫しない柿の木などを放置しない。
果樹はクマの格好のエサとなるため、クマに利用させないために残さず収穫する。
- ・ ペットフードや家畜のエサを食べていたクマの報告もあるため、ペットフードなどはフードストッカーや納屋などに保管する。
- ・ 集落や通学路近くの林は暗くないか？クマは身を隠すヤブがあると平気で人家近くまで出没するため、地域内を点検し、ヤブ刈りして明るくする。

遭わないようにするための心構え

まずは、あなたの周辺にクマがいるのかどうか知ることが大事です。もし、いたとしてもクマは積極的に人間を襲うことはほとんどありませんので、まず住み着かないような対策や遭わないようにすることが必要です。

①クマがいるのかどうか調べてみよう。(痕跡を調べる)

クマの糞：人間と同じかちょっと大きめで形も人間と同じで食べ物によって変化

足跡：幅は成獣で7～13cm 【形は右図参照→】

熊棚：樹上に折った枝を集めたもので、鳥の巣に似ているが、枯葉がつくことで区別

熊はぎ：スギやヒノキの樹皮を剥がす行為のこと。樹皮が残り、甘皮部に歯で削いだ痕が残るのが特徴

②クマの行動を知り、遭わないようにする

- ・ クマの痕跡や目撃情報がある場所では突然出遭わないよう特に注意して、クマ鈴、ラジオなど音のするもので自分の存在を知らせるようにし、危険を感じたら引き返す。
- ・ クマが活発に行動するのは朝夕の薄暗い時間で、昼でも曇り空で暗ければ行動する。
山際での農作業などはクマ鈴やラジオなど音のするものを身につけて注意して作業をする。
- ・ 子グマを見つけたら親グマが近くにいると考えられるのでそっと立ち去る。
子グマを守ろうと親は攻撃してくるので危険である。



※クマ以外の鳥獣の足跡

出遭ったときに興奮しない、興奮させないために

- ・遠くにいるのを発見した場合は、あわてずそっと立ち去る。
- ・クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけたりしない。
- ・クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木などの障害物を入れることができる位置に移動することで突進を防ぐこともできる。
- ・背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、走って逃げない。

問 地域振興課農林振興係 TEL0241-42-2116
福島県自然保護課 TEL024-521-7210
福島県会津地方振興局県民生活課 TEL0242-29-5295

※会津地方振興局でクマ鈴の貸出を行っています。

霜が降りる場合にはご注意ください

町では、令和6年3月25日（月）から令和6年5月31日（金）までを期間とする、「柳津町防霜対策本部」を設置しました。この期間は、気温の変化の激しい時期で、霜の降りる恐れが多くなります。農作物の管理には十分注意してください。

なお、霜注意報が発令された場合には、会津よつば農業協同組合および関係機関と連携を図りながら防災無線などでお知らせします。



問 地域振興課農林振興係 TEL0241-42-2116
会津よつば農業協同組合 柳津営農経済センター TEL0241-42-2616

農作業の事故にご注意ください

春は農機具を利用する機会が多くなり、農作業事故が発生しやすくなります。次のポイントを守り、安全・安心な農作業を実践しましょう。

- ①作業前に機械の点検・整備および周辺環境の確認はしっかり行いましょう
- ②シートベルトは必ず締めましょう！ヘルメットも着用しましょう！
- ③機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう！
- ④単独作業は避け、単独作業を行う時は家族や周囲の人に伝えましょう！
- ⑤機械の取扱説明書で使用方法や安全装置等について確認するとともに、あらかじめ危険箇所を把握するなど、安全な機械操作を行いましょう！

問 地域振興課農林振興係 TEL0241-42-2116

柳津町農機具等マッチング事業について

物価高騰などの影響により、農機具等の値段が高騰していることや町内で使用していない農機具などを有効活用し、農家の負担軽減や新規就農者の受け入れ体制などを整備するため、「柳津町農機具等マッチング事業」を令和6年4月1日から開始しています。

譲渡申込者から農機具等の申込があった際は、町公式Webサイトで譲渡情報を掲載します。

なお、詳しい内容は以下をご覧ください、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

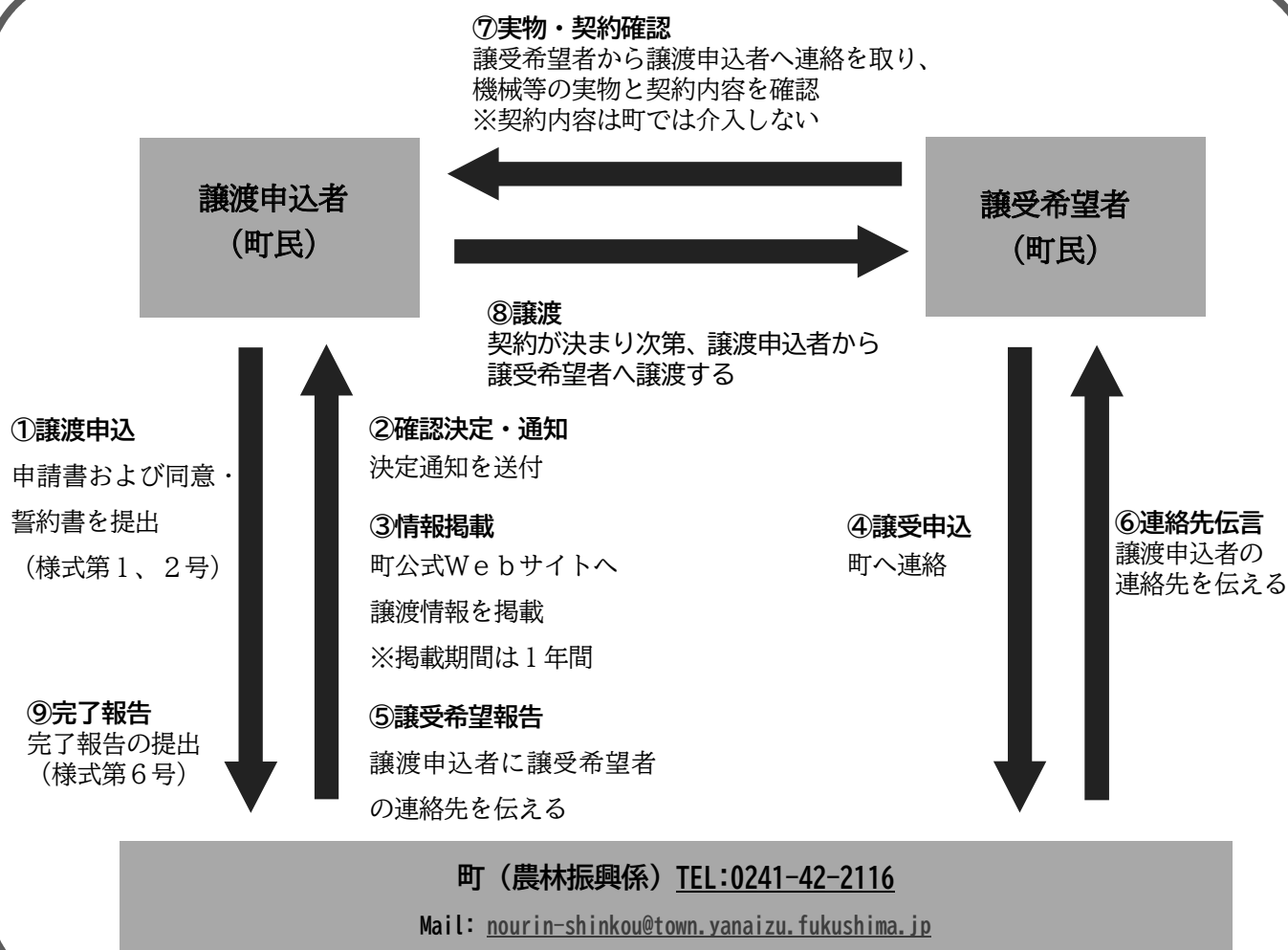
●譲渡できる方

農機具などを譲渡できる者は、町内に住所を有し、町内に農機具などを所有している農家および農業を営む法人とします。

●譲受できる方

農機具などを譲受できる者は、町内に住所を有する農家および農業を営む法人とします。

柳津町農機具等マッチング事業



問 地域振興課農林振興係 TEL0241-42-2116

柳津町除雪オペレーター育成支援事業のご案内

柳津町では、除雪車のオペレーターの育成を支援する「柳津町除雪オペレーター育成事業」の募集を行います。ご希望の方は、補助の要件をよくご確認のうえお申し込みください。

■補助対象者 次の要件にすべて該当する方です。

- ①町直営除雪オペレーターとして、**1年以上**従事すること
- ②申込者本人および同居する世帯員全員に、市町村税などの滞納がないこと
- ③柳津町に住所を有すること
- ④令和6年4月1日時点で、60歳以下であること

！注意！

申込者が、その年度の除雪オペレーターとして**必ず採用されるわけでは**ありません！

■補助金額

大型特殊免許取得費用および運転技能講習費の実費のうち、実費合計額の**1/2以内**で補助限度額**10万円**

<補助の対象となる経費>

- 大型特殊免許取得の場合
 - ・入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代、検定料
- 除雪機械安全施工技術講習会受講の場合
 - ・講習会受講費、テキスト代

<対象とならない経費>

- ・免許取得、講習会受講にかかる旅費および交通費
- ・仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料および技能試験料
- ・延長・補習教習料

■募集期間

申し込みは、随時受け付けております。

※今年度、町の除雪作業員への応募を検討している方は、お早めにお申し込みください。なお、先着順とし、予算額の上限に達した時点で募集を締め切ります。

詳細は、建設課建設係にお問い合わせください。

■補助金の返還を求める場合

- ①虚偽の申請等があった場合
- ②1年未満の間に取得した資格を失効した場合
- ③上記のほか、補助金の交付決定を取り消すべき事由が確認された場合

■申込方法

必要書類は町公式Webサイト上、または建設課建設係の窓口に備え付けてあります。詳細を確認してから、建設課建設係へ申請書類を提出して申し込んでください。

問 建設課建設係 TEL0241-42-2117

柳津町 除雪オペレーター



柳津町住まいづくり支援事業のご案内

柳津町では、個人住宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成する「住まいづくり支援事業」の募集を行います。

■**受付期間**：令和7年3月14日（金）まで

※先着順で受付し、期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

■**対象工事**：・本人が所有し居住している町内の住宅や車庫・蔵などで、改修工事や電気・給排水設備工事、外構工事等で工事費用が50,000円以上のもの
・令和6年4月（町からの交付決定日）以降に着工し、令和7年3月31日までに完了する工事
・補助金の交付は1世帯につき1回
・町が行っている他の事業で、補助金や助成金を受けている場合は、その金額を差し引いた工事費用が50,000円以上となる工事（介護保険の住宅改修事業等）

■**対象者**：・町内に住所を有し、なおかつ申請者が改修工事を行う住宅の所有者でそこに住んでいること
・世帯において町税などの滞納の無いこと
（滞納整理計画等に基づき、これを着実に履行している方は対象となります）
・令和6年度に住まいづくり支援事業補助金を利用された方は、令和7年度は利用することができません。
・令和4・5年度に利用した方も利用することができます。

■**施工業者の条件**：町内に本店・支店等の事業所を置く事業者または、個人事業者が施工すること

■**補助額**：工事費（消費税含む）の2分の1 ※上限100,000円（1,000円未満切捨て）

■**申請方法**：【申請時に必要な書類（書類は役場建設課建設係にあります）】

- ①申請書（1号、2号様式）
- ②工事見積書の写し（工事内容や単価等のわかるもの）
- ③工事前の写真

【変更・中止届の提出】

工事の内容や金額に変更がある場合や、工事を中止する場合に必要です。

工事費の増額による補助金増額はできません。また、工事費が減額となる場合、補助金が減額となる場合があります。

【完了報告・補助金の請求（工事完了後、以下の書類を提出してください。）】

- ①完了報告書（5号様式）
- ②工事費の領収書の写し
- ③完了写真
- ④補助金請求書（7号様式）

※申請書・請求書等の修正がある場合は、修正液ではなく、二重線で消した後、訂正印での修正をお願いします。

■**取り消し・返還**：・交付決定の内容やこれに付した条件に違反したときや、偽りその他不正の手段で補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消します。
・補助金を住宅等改修工事以外に使用したときは、全額または一部を返還させることがあります。
・補助金申請の前に工事着手した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。
・補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

A. 住宅改修工事（修繕、改修、模様替え、間取りの変更）

屋根換え、屋根・外壁の塗装、畳替え、壁塗替え、タイル張替え、ふすま・壁紙の張替え、
建具の入替え工事、など

B. 住宅の給排水設備、電気設備の改善工事

上水道給水・下水道の接続工事、配線・配管工事を伴う
エアコンやIHクッキングヒーターの据付工事など

C. 住宅外構補修工事

宅地舗装、土留め・壁改修、防護柵・手すり設置、雨水処理工事など

D. 蔵、車庫、物置（小屋）等の改修工事（基礎がある物のみ、簡易なものを除く）

複数の工事を併せて実施することも可能です。

住宅の新築、増築工事、家電製品・家具などの購入については対象外です

こちらが支援事業の対象となる工事の一覧です。支援対象範囲が広がっていますので、ぜひご活用ください。



問 建設課建設係 TEL0241-42-2117

『福島県防災ポータル』で災害に備えましょう！

福島県では、県民の皆さまが様々な災害情報や防災情報を簡単に確認し、迅速な避難をしていただけるように、新しいポータルサイト『福島県防災ポータル』を公開しました

『福島県防災ポータル』では、最新の気象情報、道路規制情報や河川の水位情報（ライブカメラ画像含む）、避難情報や避難所開設情報などが地図上に分かりやすく表示され、早めの避難に役立てていただけます。

『福島県防災ポータル』で最新の情報を確認し、災害から命を守りましょう！

■アクセス方法 Webブラウザで「福島県 防災ポータル」と検索するか、右の
二次元コードからアクセスしてください。



問 福島県災害対策課 TEL024-521-7194

『福島県防災アプリ』について

福島県では、県民の皆様が災害に備え、災害情報や防災情報を入手し、迅速な避難行動に繋がるよう、「福島県防災アプリ」を制作しました。

各種防災情報のお知らせ、防災マップの閲覧、避難所の検索、安否登録・確認、避難計画（マイ避難シート）の作成などの様々な機能があります！

「福島県防災アプリ」をダウンロードして、日頃から災害に備えましょう。

<ダウンロード方法>

Webで「福島県防災アプリ」と検索してください。

問 福島県危機管理課 TEL024-521-8651

『柳津町ふるさと応援金』の特典協力者を募集します

柳津町では、ふるさと応援寄付をされた方に特典品として柳津町の特産品などを発送しています。つきましては、ふるさと応援寄付の促進や地元産品等の知名度向上を図るため、特典品を提供していただける特典協力者を募集します。

■特典協力者の条件

柳津町に本店・支店・営業所のいずれかを有する事業所または個人事業主で町税の滞納がないこと

■特典品の要件

町内で栽培・製造・加工・販売・サービス等がなされている商品で、柳津町の魅力を体感でき、町の PR につながるもの

■特典協力者のメリット

町の Web サイトに特典品の画像・商品名・企業名などを記載します。特典品の発送時に特典協力者のパンフレット等を同封することで、他商品の PR が可能です。

■アクセス方法

Web ブラウザで「柳津町ふるさと応援寄付金」と検索するか、右の二次元コードからアクセスしてください。



☎ みらい創生課みらい創生係 TEL 0 2 4 1 - 4 2 - 2 4 4 7

柳津町内企業等求人情報

求人者名	勤務地	職種	雇用形態	雇用期間	応募資格	給与・賃金等	福利厚生・待遇	休日休暇	問合先
特別養護老人ホーム福柳苑	特別養護老人ホーム福柳苑	調理員	正社員	随時 ～令和7年3月31日	調理師（必須） 栄養士（必須） 年齢不問	月給 170,000円～	雇用/労災/健康保険/厚生年金	週休2日制	0241-41-1165 中川（事務）
			アルバイト パート	随時 ～令和7年3月31日	調理師（あれば尚可） 年齢不問	時給 1,000円～	雇用/労災/健康保険/厚生年金	週休2日制	
		介護員 臨時職員	随時 ～令和7年3月31日	介護職員初任者研修 （あれば尚可） 18歳以上	日給7,000円～	雇用/労災/健康保険/厚生年金/退職年金/産休育休取得事例あり	週休2日制		

※上記は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める職業紹介やあっせんを行うものではなく、あくまで町内企業などへ求人情報を発信する場を提供するものです。各求人情報の詳細は、直接お問い合わせください。